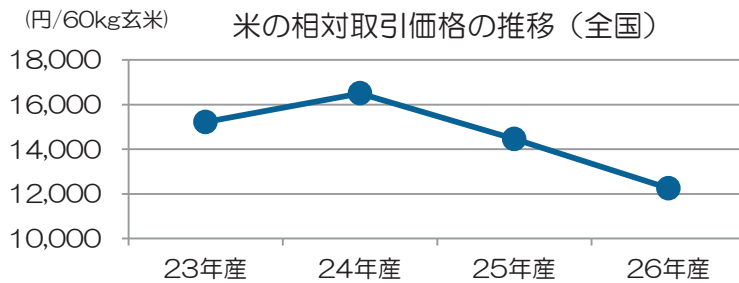


主食用米の需要が減少するなか、需要に即した多様な米づくりがますます重要になっています。中でも、飼料用米は今後需要の拡大が見込まれ、また交付金を活用すれば主食用米と遜色ない収入が得られます。あなたも飼料用米の生産に取り組んでみませんか？

米の需給と水田フル活用の姿について



（農林水産省公表資料をもとに算出。
※23～24年産は全国の年産別平均価格。
25年産は9月～翌年8月、26年は9～12月の毎月の全国の価格の平均。）

どうして価格が
下がるのかな？



全国で米の需給
調整を進めてい
るものの……

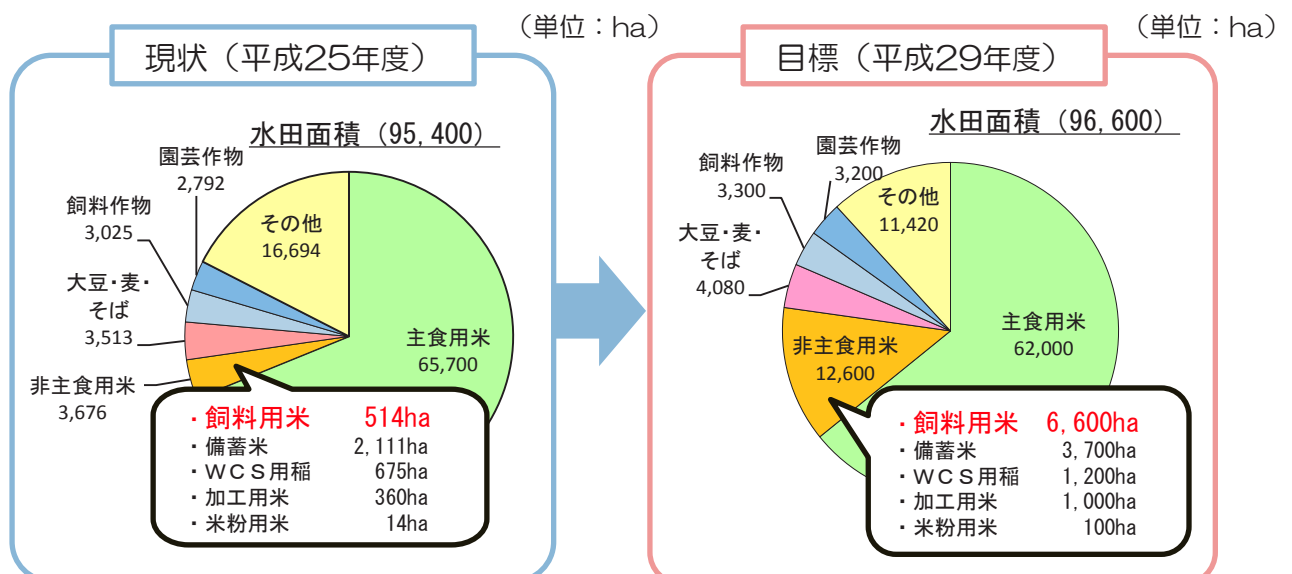
- 消費量の減少（△8.3万トン／年）
- 生産数量目標を超えた作付
- 平成23年産米からの豊作基調

在庫量
の増加

米価の
下落

需要に即した多様な米づくりを基本に、水田のフル活用を進めましょう！

福島県の水田農業の目指す姿



出典：福島県水田農業産地づくり対策等推進会議「福島県の水田農業の振興方策」

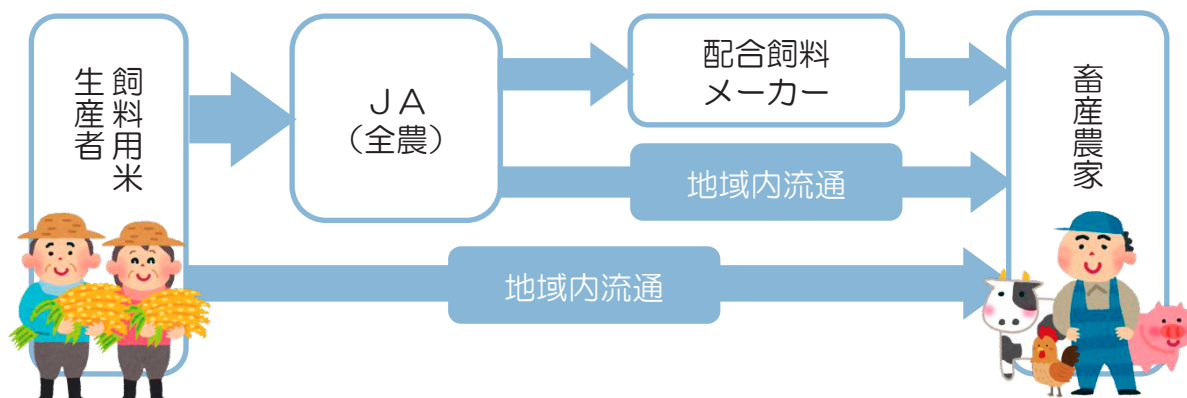
飼料用米など需要のある非主食用米の作付けを拡大

飼料用米 514 ha → 6,600 ha

飼料用米の生産拡大に取り組みましょう！

- 全国で450万トン程度の飼料用米が、家畜の配合飼料原料として利用可能と推計されます。（農林水産省試算）
- 飼料用米の生産量は26年産で18万トン程度に留まっており、今後、生産を拡大しても充分、需要が期待されます。

飼料用米の生産から利用までの流れ



飼料用米の生産支援等

- 稲作農家と畜産農家間の取引を促進するための取組（マッチング活動）を進めています。
- 飼料用米を生産する場合、水田活用の直接支払交付金、産地交付金等の支援を受けることで主食用米と遜色ない収入を得ることができます。

ご相談は最寄りの
県農林事務所
農業振興普及部・
農業普及所へ

ポイント

多収性専用品種を用いる場合の留意点

- ばか苗病等の発生を防止するため、**種子消毒を徹底**しましょう。
- 主食用米に混入することのないよう、主食用米と収穫時期をずらした作付計画を立てましょう。また、ほ場の選定、刈取・乾燥・調製時の機械の清掃などの対策を徹底しましょう。
- 団地化、収穫作業の組織化、地域流通の促進により、コストの低減を図りましょう。
- 適切な栽培管理により、収量の確保に努めましょう。

福島県は平成27年産米作付用の優良水稻種子の購入経費の一部を各JAや種子販売業者を通じて助成します！

- 助成対象種子
 - 福島県米改良協会を経由した県の水稲奨励品種
 - 福島県米改良協会があっせんする転用種子の「ふくひびき」
 - 一般社団法人日本草地畜産種子協会が供給する多収性専用品種
- 助成額
 - 種子1kg当たり150円
- 問い合わせ先
 - 最寄りの各JAまたは種子販売業者

※ 苗の代金についても、県の種子代金への助成が反映されるよう、関係者に要請しています。

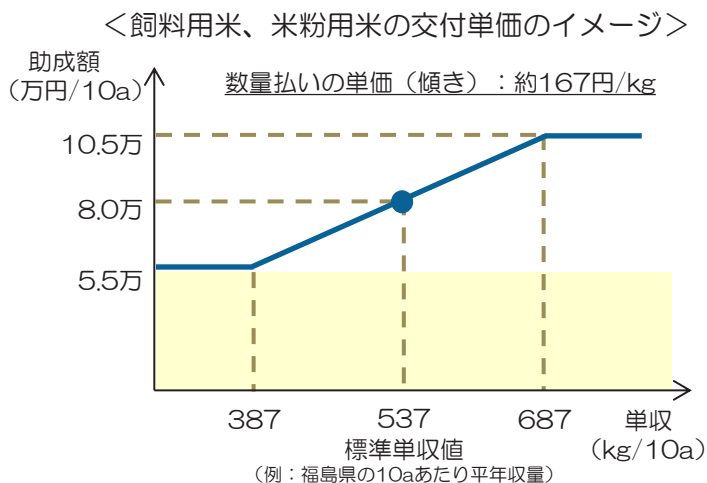


経営所得安定対策等に参加しましょう！

水田活用の直接支払交付金

- 水田で大豆、麦、WCS用稲、飼料用米、加工用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を交付します。

対象作物	交付単価
大豆、麦、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じて 55,000円～105,000円 /10a



26年産と支援
内容は同じです。

その他

- ▶ 二毛作助成：15,000円/10a
- ▶ 耕畜連携助成：13,000円/10a

- ・ 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とします。
- ・ 標準単収は、市町村等が地域に応じて定めている主食用米の配分単収を適用します。

産地交付金

- 県、地域農業再生協議会で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、水田を利用した加工用米や飼料用米、地域振興作物等の生産拡大の取組を支援します。

26年産と支援
内容は同じです。

＜助成対象作物と交付単価（福島県の設定）＞

助成の対象	取組内容	助成単価
加工用米	作付けの取組	12,000円/10a
	複数年契約（3年間）の取組	12,000円/10a （上記に上乘せ）
飼料用米	多収性専用品種以外での取組	10,000円/10a
飼料用米・米粉用米	多収性専用品種での取組	12,000円/10a
地力増進作物等	水稻作付が困難な指定地域等における 地力増進作物等の作付の取組	10,000円/10a
備蓄米	平成27年産政府備蓄米の 買入入札における落札	7,500円/10a
そば・なたね	作付けの取組	20,000円/10a（基幹作）
		15,000円/10a（二毛作）

※ その他、地域農業再生協議会が独自に設定する助成があります。

ゲタ・ナラシ対策に加入しましょう！

- 27年産から、ゲタ・ナラシ対策には**認定農業者**、**集落営農**、**認定新規就農者**が加入できます。
- 27年産から、**そばの規格外品**はゲタ対策の交付対象から外れます。
※ なお、そばは、現行の農産物検査規格が改正されます。

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- ▶ 麦、大豆、そば等の畑作物
- ▶ 品質と生産量に基づく交付（数量払）を基本に
当年産の作付面積に応じた額（面積払）を内金として交付

認定農業者になりましょう！
集落営農に取り組みましょう！



収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- ▶ 米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てん

平成27年産からゲタ・ナラシ対策の加入要件が変わります！

- 経営規模は問いません。
- 集落営農は2要件を満たす必要があります。
 - ① 組織の規約の作成
 - ② 対象作物の共同販売経理の実施なお、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すればこれらの要件を満たしているものとして取り扱います。

米の直接支払交付金(平成29年産まで)

- ▶ 米の生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家・集落営農を対象に**7,500円/10a**を交付

経営所得安定対策の
加入申し込みは
6月30日までです！

営農計画書・交付申請書の提出は
地域農業再生協議会へ！



経営所得安定対策等の概要や疑問にお答えします。

相談窓口

- 東北農政局 福島・いわき地域センター
- 最寄りの各地域農業再生協議会（市町村、JA等）
- 県農林事務所 農業振興普及部・農業普及所

このパンフレットに関するお問い合わせは
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局

- 福島県水田畑作課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL 024-521-7369 FAX 024-521-7942
- JA福島中央会
〒960-0294 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 TEL 024-554-3072 FAX 024-554-6022